

議 案 第 4 号 説 明 資 料

令和7年2月12日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1～2
参考資料	3
新旧対照表	
大磯町職員の給与に関する条例（第1条関係）	4～6
大磯町まちづくり条例（第2条関係）	7～8
大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（第3条関係）	9～10
大磯町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第4条関係）	11～12

総 務 課

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 改正概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正刑法」という。）が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、刑の種類のうち、「懲役」及び「禁錮」を統合した「拘禁刑」が創設されます。

本町条例において「懲役」又は「禁錮」という字句を使用する規定は、大きく分けて罰則規定と資格に関する規定の2つに分類され、いずれも「懲役」又は「禁錮」とあるのを「拘禁刑」とする必要があるため、関係条例の規定の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 大磯町職員の給与に関する条例（一部改正）

【分 類】 資格に関する規定

【改正内容】 「禁錮」を「拘禁刑」に改める見直しを行います。

【改正箇所】 第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号

(2) 大磯町まちづくり条例（一部改正）

【分 類】 罰則規定

【改正内容】 「懲役」を「拘禁刑」に改める見直しを行います。

【改正箇所】 第65条

(3) 大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（一部改正）

【分 類】 資格に関する規定

【改正内容】 「禁錮」を「拘禁刑」に改める見直しを行います。

【改正箇所】 第4条第1号

(4) 大磯町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（一部改正）

【分 類】 資格に関する規定

【改正内容】 「禁錮」を「拘禁刑」に改める見直しを行います。

【改正箇所】 第6条第1号

(5) 施行日：令和7年6月1日

【規定内容】改正刑法の施行日とします。

【規定箇所】附則第1条

(6) 経過措置

【規定内容】法律の施行に伴う従前の制度との経過措置について定めます。

【規定箇所】附則第2条から第4条まで

3 参考資料

(1) 刑法改正の背景

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるなど所要の措置を講ずることを目的に、規定の改正を行うものです。

(2) 拘禁刑創設の背景

拘禁刑創設の背景には、今までの禁錮刑及び懲役刑の状況等が影響しています。

禁錮刑とは、受刑者を刑務所に入れ、自由を制限する刑罰ですが、実際には、禁錮刑受刑者でも申し出れば刑務作業を行うことができ、8割以上の禁錮刑受刑者が刑務作業を行っていました。また、懲役刑とは、刑務所に入れた上で、加えて所定の刑務作業を義務として課すという刑罰で、懲役刑での刑務作業は、その名のとおり「懲らしめ」のために作業の義務を課すという意味でしたが、現状は、単なる作業だけでなく、各種の指導や職業訓練なども導入されていました。

以上のことから受刑者の改善更生・社会復帰のための措置という指向を明らかにするため、新たに拘禁刑が創設されました。

(3) 刑罰の種類

【現 行】

大分類	小分類	刑の重さ	内 容
主 刑	死 刑	1	絞首
	懲 役	2	刑務所の中で刑務作業をさせる。
	禁 錮	3	1か月以上刑務所に収容。刑務作業は課せられない。
	罰 金	4	1万円以上（上限なし）
	拘 留	5	1日以上30日未満刑務所に収容。刑務作業は課せられない。
	科 料	6	1,000円以上1万円未満
付加刑	没 収	7	犯罪に使われた凶器や、窃盗や収賄などで手に入れたものを取りあげる。



【施行後】

大分類	小分類	刑の重さ	内 容
主 刑	死 刑	1	絞首
	拘禁刑	2	改善更生を目的とした作業を行わせ、指導等を行う。
	罰 金	3	1万円以上（上限なし）
	拘 留	4	1日以上30日未満刑務所に収容。刑務作業は課せられない。
	科 料	5	1,000円以上1万円未満
付加刑	没 収	6	犯罪に使われた凶器や、窃盗や収賄などで手に入れたものを取りあげる。

大磯町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
第1条～第16条 省略 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたものの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めると	第1条～第16条 省略 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めると

改正案	現行
きは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 省略 4～6 省略 第17条～第21条 省略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。 <u>(人の資格に関する経過措置)</u> 第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみな	きは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 省略 4～6 省略 第17条～第21条 省略

改正案	現行
<u>す。</u> <u>（大磯町職員の給与に関する条例に関する経過措置）</u> 第4条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の大磯町職員の給与に関する条例第16条の3第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。	

大磯町まちづくり条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
第1章～第10章 省略 第11章 罰則 （罰則） 第65条 第59条第1号又は第2号の規定による町長の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第66条 省略 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。 <u>（人の資格に関する経過措置）</u> 第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有	第1章～第10章 省略 第11章 罰則 （罰則） 第65条 第59条第1号又は第2号の規定による町長の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第66条 省略

改正案	現行
<u>期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。</u> <u>（大磯町職員の給与に関する条例に関する経過措置）</u> 第4条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、<u>第1条の規定による改正後の大磯町職員の給与に関する条例第16条の3第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。</u>	

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
第1条～第3条 省略 （欠格条項） 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） 省略 第5条～第17条 省略 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。 <u>（人の資格に関する経過措置）</u> 第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の	第1条～第3条 省略 （欠格条項） 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3） 省略 第5条～第17条 省略

改正案	現行
<u>適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。</u> <u>(大磯町職員の給与に関する条例に関する経過措置)</u> 第4条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の大磯町職員の給与に関する条例第16条の3第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。	

大磯町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
第1条～第5条の2 省略 （退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） 省略 第7条～第9条 省略 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。 <u>（人の資格に関する経過措置）</u> 第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有	第1条～第5条の2 省略 （退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5） 省略 第7条～第9条 省略

改正案	現行
<u>期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。</u> <u>(大磯町職員の給与に関する条例に関する経過措置)</u> 第4条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、<u>第1条の規定による改正後の大磯町職員の給与に関する条例第16条の3第1項第1号及び第3項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。</u>	